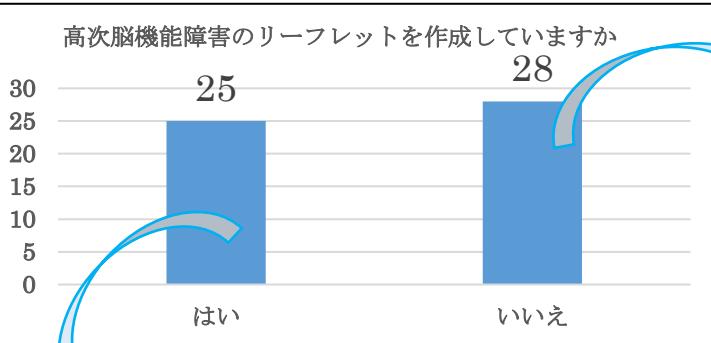


東京都内各自治体（地域）での普及啓発の状況と課題について

平成18年から始まった区市町村支援促進事業では、高次脳機能障害の普及啓発が各自治体で展開されている。令和6年度の区市町村支援促進事業実施自治体は45区市町となっている。

各自治体でのリーフレット作成

東京都内53自治体（島しょ部を除く）のうち普及啓発のリーフレット等を作成しているところは、支援促進事業を実施している25自治体であった。



「いいえ」の28市区町村のうち、
 ・高次脳機能障害の相談会チラシや、支援促進事業の受託機関のリーフレットに記載がある自治体が6か所
 ・ほとんどの自治体のホームページには高次脳機能障害の相談窓口の紹介や、症状等の記載があった。

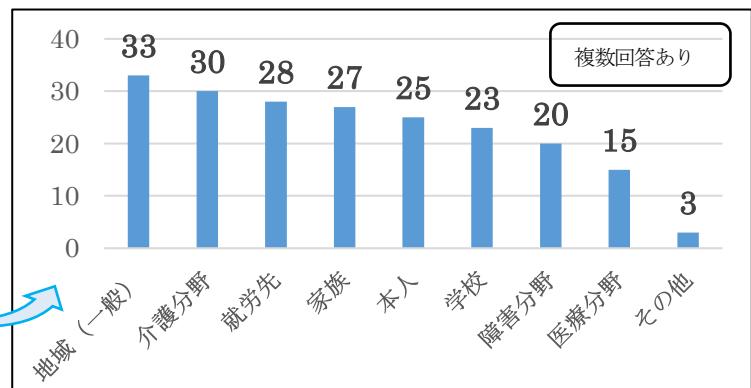
【配布先】

- ・医療機関
- ・保健センター
- ・行政窓口
- ・障害者支援施設
- ・就労支援機関
- ・相談支援事業所
- ・当事者、家族
- ・行政や、受託機関でのイベント時
- ・地域包括支援センター
- ・介護保険事業所
- ・身体障害者手帳を渡すとき（可能性のある疾患の方）

○リーフレット等含め普及啓発資料を作成している自治体は、都内では約半数（25+6）となっている。また、ネットワーク上での普及啓発はある程度行われている現状である。

高次脳機能障害への理解

東京都内53自治体（島しょ部を除く）のうち高次脳機能障害に対する理解が不足していると感じている対象があるところは46自治体であった。



○46自治体では、理解が不足していると回答し、その対象は「一般」「介護分野」「就労先」「家族」「本人」等となっている。

●区市町村支援促進事業実施の45区市町では、それぞれの自治体内の医療、福祉、介護等分野の方を対象に、講演会や研修会、事例検討会を行っていただいたり、顔の見える関係づくりとして連絡会を開催していただいたり、普及啓発のリーフレットやチラシ作成、ホームページの活用等も行っていただいている。

しかし、未だ理解が不足していると感じている現状がある。

不足していると感じている対象に、どのような工夫をすれば理解が進むのかについて、ご意見をいただきたい。